平成２１年（フ）第３２３号
神奈川県厚木市温水634番地７
債務者　眞貝　征子
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２５７号
静岡県沼津市若葉町14番20号　土屋コーポ102号室
債務者　高橋　孝夫
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
愛知県一宮市三丹町21番地５
債務者　山田　耕司
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２０８号
愛知県一宮市千秋町天摩字郷裏１番地３
債務者　駒高　淳子
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２２３号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字東更屋敷46番地
債務者　今枝　健二
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６号
三重県松阪市内五曲町39番地
債務者　朝田　和子
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９７７号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目８番１―201号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東３条10丁目２番５―301号
債務者　坪井　弘子
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４１号
札幌市豊平区豊平１条２丁目１―19　セトル豊平Ⅱ405号、住民票上の住所北海道釧路市昭和中央３丁目７番11号
債務者　谷口恵津子
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５２号
札幌市北区太平10条７丁目３番６号
債務者　大田　清文
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５３号
北海道北広島市大曲並木２丁目６番地８　クレアットＹＨ103号
債務者　大田眞奈美
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６９号
札幌市西区八軒10条西６丁目３番21号
債務者　宮村　和典
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７７号
札幌市南区川沿１条６丁目２番15号
債務者　山本　尊寛
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５８号
札幌市手稲区前田１条10丁目６番１号
債務者　渡部　智晶
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９５号
北海道北広島市朝日町５丁目４番地６
債務者　工藤　恵介
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０６号
札幌市白石区東札幌３条３丁目１番14号　生出マンション102号
債務者　中城　基貴
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１５号
札幌市北区新川３条14丁目９番３号　ビリオネアⅥ201号
債務者　横濱　知佳
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５６号
札幌市南区南39条西11丁目１番13号　第８藤川ビル303
債務者　天野　和美
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０９号
北海道江別市大麻園町34番地　園町団地12号棟106号
債務者　山本　　充
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部